



うわじま 市議会だより

平成20年

(2008)

第 10 号

2月1日



☞ 大正6年当時の吉田町本町通り

わたしのまちの今・昔

一般会計補正予算

1億3,363万円を可決
累計373億2,641万6千円

平成18年度宇和島市「公営企業会計」
並びに「一般会計及び特別会計決算」を認定



☞ 現在

- 定例会の概要 2
- 意見書・請願陳情 3

もくじ

- 一般質問 3～12

定例会の概要

平成19年12月宇和島市議会定例会は、12月6日に招集され、21日までの16日間の会期により開催されました。

【初日】12月6日

まず、閉会中の継続審査事件として、決算審査特別委員会に付託をされておりました「平成18年度宇和島市公営企業会計決算の認定について」及び、「平成18年度宇和島市一般会計及び特別会計決算の認定について」の委員長報告があり、報告のとおり認定されました。

続いて、「宇和島市有代替旅客自動車運送施設の設定及び管理運営等に関する条例の一部を改正する条例（案）」をはじめ、「宇和島市一般会計補正予算（第3号）」など23議案が提出され、理事者より提案説明がなされました。

【2日目】12月13日

一般質問に4名の議員が登壇し、市政全般に関して

の質問が行われ、活発な質疑応答が行われました。

【3日目】12月14日

一般質問に2名の議員が登壇し、質疑応答が行われたあと、議案質疑を行い、

陳情とともに所管の常任委員会に付託されました。

【最終日】12月21日

各常任委員長から委員会における審査経過と結果についての報告があり、採決の結果、原案のとおり可決決定されたほか、陳情についても採決がなされました。

また、追加案件として上程された議員提出議案1件についても、提案のとおり可決され、12月定例会を閉会いたしました。

12月定例会議案等審査結果

番号	件名	議決結果
認定第1号	平成18年度宇和島市公営企業会計決算の認定について	認定
認定第2号	平成18年度宇和島市一般会計及び特別会計決算の認定について	
議案第126号	宇和島市有代替旅客自動車運送施設の設定及び管理運営等に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第127号	宇和島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）	
議案第128号	宇和島市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）	
議案第129号	宇和島市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（案）	
議案第130号	宇和島市肉用牛産地強化支援基金条例（案）	
議案第131号	津島やすらぎの里設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例（案）	
議案第132号	宇和島市営住宅管理条例の一部を改正する条例（案）	
議案第133号	宇和島市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例（案）	
議案第134号	宇和島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例（案）	
議案第135号	宇和島市立病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）	
議案第136号	宇和島市介護老人保健施設の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）	
議案第137号	平成19年度宇和島市一般会計補正予算（第3号）	
議案第138号	平成19年度宇和島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	
議案第139号	平成19年度宇和島市老人保健特別会計補正予算（第2号）	
議案第140号	平成19年度宇和島市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
議案第141号	平成19年度宇和島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）	
議案第142号	平成19年度宇和島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	
議案第143号	平成19年度宇和島市駐車場事業特別会計補正予算（第3号）	
議案第144号	平成19年度宇和島市病院事業会計補正予算（第3号）	
議案第145号	平成19年度宇和島市水道事業会計補正予算（第3号）	
議案第146号	第一次宇和島市総合計画に係る基本構想の策定について	
議案第147号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の一部変更について	
議案第148号	工事請負契約の変更について	
議員提出議案第10号	メディカルコントロール体制の充実を求める意見書（案）	即日原案可決

訃報



現職市議の池田弥三男氏が去る1月8日逝去されました。

氏は、平成7年3月から9年4ヶ月にわたり、旧津島町議会議員として町政の発展にご尽力され、この間、町議会議長等の要職を歴任されました。合併後も、宇和島市議会議員として、新市の主要事業や施策の推進に尽力されました。故人のご遺徳をしのぶとともに、そのご功績に深く感謝し、心からご冥福をお祈りいたします。

意見書

12月定例会に議員提出議案として提出された意見書は議決され、関係省庁等へ提出されました。

★メディカルコントロール体制の充実を求める意見書

外傷や脳卒中、急性心筋梗塞等の救急治療を要する傷病者に対する救急出動件数は平成18年中、523万件余に上っている。この救急・救助の主眼的役割を担う人材が救急医および救急救命士等であり、一刻を争う救命処置とともに高い専門性が求められることから、救急隊が行う応急措置の質の向上を協議するメディカルコントロール（MC）体制の充実、特に医師による直接の指示・助言（オンラインMC）体制の整備が求められている。

しかし都道府県の下、各地域に設置されているメディカルコントロール協議会では、救命救急士等が実施する応急手当・救急救命

ことにより、救急治療を要する傷病者に対して、救急隊による適切な応急措置と迅速、的確な救急搬送が行われるようMC体制の充実を図るべきである。

よって、国においては、左記の項目について早急に実施するよう強く要望する。

記

- 1 全国メディカルコントロール協議会連絡会を定期開催し、地域メディカルコントロール協議会との連携強化を図ること
- 2 メディカルコントロール協議会を充実させる為の財政措置の増大を図ること
- 3 オンラインメディカルコントロール体制の構築を推進すること
- 4 救急救命士の病院実習や再教育の充実・強化を図ること
- 5 救急活動の効果実証や症例検討会の実施を図ること

このような対応を進める

請願陳情

〔文教福祉委員会〕

採 択

〔継続審査分〕

◆陳情第10号

地域精神障害者家族会の声について

〔文教福祉委員会〕

審議未了

◆陳情第6号
宇和島市公立幼稚園・小中学校におけるAEDの設置を求める陳情について



自由民主党島志会

清家 康生

旧3町の防災無線のデジタル化と緊急地震速報について

【質 問】

災害時、また災害の恐れのある場合に必要な指示命令を確実に行うためには、防災無線が有効かつ効率的であります。旧宇和島市では未だに防災無線が整備されておりませんが、先の9月定例会の中で、計画に対

して前向きな答弁をいただきましたので安心をしております。

今回は、旧3町の既に整備されております防災無線について質問をいたします。

現在、この無線はアナログ対応ですが、近い将来、デジタル化に変更しなければならぬということ、莫大な経費が必要とされること、懸念されておりました。しかし一方では、アナログ対応でも当分の間は大丈夫との声も聞いております。

この件について、総務部ではどの程度の情報を持つ

ているのでしょうか。

【答 弁：総務部長】

3支所の防災行政無線の使用期限は限られておりまして、免許の有効期間は5年となっております。ですから、今のところ平成24年11月までとなっております。しかしながら、合併時に平成23年度からデジタル化にする計画を電波管理局へ提出をしておりますので、実質は平成23年度までにデジタル化する必要があります。

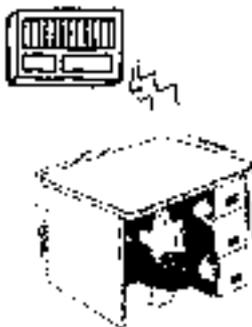
今後は旧宇和島市の防災行政無線の整備にあわせて、3支所のアナログをデジタルに移行する整備計画を提出しなければならぬと考えております。その計画が承認されますと使用期限の延長も可能となっております。

【質問】

次に、平成19年10月1日から、気象庁が導入いたしました緊急地震速報について質問いたします。

緊急地震速報とは、気象庁が地震発生を感知し、その揺れをテレビやラジオで

配信する画期的なシステムであります。このシステムを県内でいち早く防災無線に取り入れられた自治体があります。松山市においては、Jアラート（全国瞬時警報システム）を整備して



おります。また西条市においては、気象業務支援センターの配信を利用するというものであります。

この2つのシステムとは、どのようなものなのでしょうか。また、本市が導入した場合に、どの程度の予算が必要となってくるのでしょうか。

【答 弁：総務部長】

Jアラートと気象業務支援センターの配信がどのようなシステムなのかについては、この2つのシステムはどちらも発信元は気象庁でありまして、気象警報や

津波警報など即時に対応が必要な情報を市町村の防災行政無線を用いて、全市民に瞬時に、かつ一斉に伝達できるシステムであります。

次に、本市が導入した場合の経費につきましては、3支所を統合する装置を設置しJアラートを整備した場合、統合装置とJアラートをあわせて7千万円程度必要と伺っております。なお、Jアラートの整備につきましては、旧宇和島市の防災行政無線の整備にあわせて実施するのが効率的でありますので、その方向で検討していきたいと考えて

消防力強化について

【質問】

現在、当市の消防は、広域事務組合の宇和島消防署、鬼北消防署、吉田分署、津島分署の4施設がその任務にあっております。広い面積を有する当市においては、限られた人員では力にも限りがあるということ、実際は消防団に頼らざ

おります。

【質問】

私が注目するのがJアラートです。大きな揺れが発生する前の数十秒を最大限に生かそうというものです。この数十秒があれば、地震前に実際に身構えることができ、また危険を回避することもできます。

この画期的なシステムを南海地震が迫る前に導入することが重要になってくると思います。Jアラートの導入を前提として話を進めているのでしょうか。

【答 弁：総務部長】

最大5弱以上と推定した

るをえないというのが実情ではないかと思えます。消防団の力を頼る以上、消防施設整備の確保が必要不可欠となります。平成18年、



地震の際に、震度4以上の地域の名前を強い揺れが来る前にお知らせする緊急地震速報は、震源地が近い場合は効果があまりありませんが、遠方であれば御指摘のとおり数秒から数十秒前に情報が配信され、それなりに前もって身構えることができます。この緊急地震速報と防災行政無線を連動するためには、地震設備と起動装置を備えたJアラートが必要となります。Jアラートの導入は必要と考えておりますので、今後、予算化に向けて努力していきたいと思えます。

19年の整備状況についてお伺いいたします。

【答 弁：総務部長】

各消防詰所の整備状況については、平成18年度に三間方面隊、第2分団第3部迫目の消防詰所を整備いたしておりますが、平成19年度はございませんでした。

次にポンプ自動車等の購入状況につきましては、平成18年度は吉田方面隊にポンプ自動車1台、三間方面

隊に小型動力ポンプ付積載車1台、宇和島・津島方面隊に小型動力ポンプを各1台ずつ配備いたしてあります。また、平成19年度は宇和島方面隊にポンプ自動車を一、吉田・三間方面隊に小型動力ポンプ付積載車を各2台の計4台と、宇和島・三間・津島方面隊に小型動力ポンプを各3台の計9台配備となっております。

【質 問】
来年度から県がこれまで

補助をしておりました消防団の機材、整備を更新する際の費用というものが無くなるということでありま。消防関係者からも「大規模災害が予想される中、消防力の低下につながるのではないか」と懸念されております。

補助金の廃止に伴う当市に對する影響をどのように考えているのかお伺いいたします。

【答 弁】総務部長
この厳しい状況の中で、補助金カットの影響は極めて大きいものがあります。市民の生命・財産を守っていただくための費用でありますので、20年度もこれまで同様に予算要求をしておりますので安心していただきたいと思います。

【質 問】
この2年間は事故がないとの事ですが、調べていきますと、小中学校37校中、現在も消石灰を使用している学校が2校あるとお聞きしました。これについては改善されたのでしょうか。

和霊校区住民の避難場所となる複合施設整備について

【質 問】
11月の地域審議会でも「防災対策について」として、複合施設の整備についての要望が提出されたという聞いております。

公 明 党

我妻 正三

子どもの安全について

【質 問】
小中学校における消石灰の使用についてお伺い致します。

日本眼科医会調査によりますと、過去2年間で消石灰が子供の目に入る事故が50件以上起きているとあります。消石灰は運動場のライン引きなどに使用さ



れるものであり、強いアルカリ性で、目に入ると強い刺激で角膜や結膜を傷つけ後遺症が残り、最悪の場合には失明に至る事もあるとのこと。日本眼科医学会は文部科学省に、消石灰の使用について指導を徹底する要望を出しております。このことを受け11月10日に文部科学省が全国の教

育委員会に対し通達を出したものです。その内容は、安全性の高い炭酸カルシウムの使用を求めるという通知になっていると思います。消石灰をやめて炭酸カルシウムに変えるというものであります。当市の小中学校において、消石灰の使用により子どもの目に入ったという事故があったのかどうかお伺いいたします。

【答 弁】教育長
市内の小中学校は全てこの消石灰を使っておりませんが、城南中学校と城東中学校の2校において使用しております。そのうち、城南中学校につきましては、今年度最初から消石灰でないものを購入しまして使用しては、一部残っていた消石灰を使用していた事実が判明し、ただちに使用を中止するよう指導すると共に、城東中学校におきましては11月末には使用を中止するよう指導をいたしました。

また、念のため12月3日付で全ての小中学校と幼稚園に對しまして、ライン引き用の消石灰の使用を禁止して炭酸カルシウムを成分とする石灰を使用するようという通知を出したところでございます。

【答 弁】教育長
市内全ての小中学校と幼稚園を対象に調査を行いました。過去2年間は、消石灰に関する事故は確認さ

また、念のため12月3日

また、念のため12月3日

また、念のため12月3日

いる方は、川に車ごと埋つてしまつのではないかというような非常に危険な状態でした。運よく、急に雨が小康状態になり、この須賀川増水の危機を免れることができました。

当時の災害対策本部の関係者も増水は免れないと覚悟されたと聞いております。市長はあの時の状況を覚えてらっしゃいますか。

【答 弁：市 長】

ちよつとその時は選挙の最中の身でございまして、直接、本部長という立場にはおりませんでした。後から聞いたところによると、当日、私の地区にも避難命令が出たというところで、本当なのか確かめに行きました。ただその時は、市役所もてんやわんやであったのだからということを感じてはおりますが、直接の指揮はとっておりません。

【質 問】

和霊校区の場合は、避難場所がないという状況がクローズアップされております。

避難する場所ですが、自

宅が被災した場合の避難する施設として和霊公民館がございませう。和霊公民館は



昭和50年度建設で駐車場も無く、市内の公民館で2番目に古い建物であります。この和霊校区内の人口は9,137人、世帯数は4,238世帯で、明倫校区に次ぐ2番目の大きな規模であります。

この状況では、実際に校区内の住民の皆さんがコミュニケーションの場としては、なかなか公民館の役割が果たせていないのが現実の状態であります。

また同様に、避難施設の勤労青少年ホームもありますが、昭和47年の建設で老朽化も激しく、避難場所と

しては適していないのではないかという思いもしております。こうしたことからも、旧

和霊小プール、勤労青少年ホーム、和霊保育園跡地を利用した避難場所、公民館、児童館などの複合的な機能を備えた施設の整備が必要と考えます。この跡地利用について市長の考えをお伺いいたします。

【答 弁：市 長】

和霊校区の御指摘の問題、公民館が手狭であり、なかでも駐車場が少ないという点が、利用される方の不便に感じる大きな原因だとおもうております。私としても、すぐ近くにある

日本共産党

坂尾 眞

国民健康保険料の 条例減免制度 拡充について

【質 問】

宇和島市国民健康保険料

勤労青少年ホームを複合的に利用できないか前向きに検討してみたいと思っております。

一方で、御指摘の土地のところに新しい建物すべてを網羅したものができないかということですが、これについては財政的に大きな課題もあるということ、陳情があることも承知しておりますけれども、検討を進めているところでございます。

もう一方、避難場所としては、やはり建物も古いということ、それと先程例にあげられました須賀川ダムが万一の時にということも考えた時には、特にふさ

減免取扱要領については、規定が非常に不備で不十分ではないかと思えます。これにより救済される方もおられます。この取扱要領が制定されていることは評価いたしますが、現在、宇和島市で、4人家族で3百万円の所得のある世帯の国保料は、42万5千円になります。実質的に総所得の14.2

わしくないとということも思ったりしております。個々の災害につきましても、私としても現実的な対応心というのは自分なりに割り切りをしながらやっていきたいと、ある程度は考えております。その中で和霊校区の避難の仕方についても、私としては起こっている災害の原因に対応した避難方法を指示していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思

その他の質問事項

◆少子高齢化対策について
◆首長の多選問題と退職金問題について

パーセント、これに国民年金、住民税で30%近いものが引かれます。国民健康保険については、国の制度として、すべての国民が安心して医療が受けられることを目的に作られた制度であります。国の補助率が変わって国民健康保険料がどんどん値上げされ、医療制度が市民の

暮らしを圧迫し苦しめていると思えます。地方税法第717条に「貧困により生活のため公私の扶助を受けるもの、その他特別な事情があるものに限り税等を減免することができる」という規定と、本市の国民健康保険条例に規定されています。保険料の減免及び猶予という規定で、「災害その他特別な事情により資産または所得が著しく減少したものの生計の中心者の死亡・失業等により著しく生活が困難になったもの。その他市長が特別の理由があると認められる」となっております。

現在、地域が疲弊化する中、失業者や廃業者が珍しくない現象になっています。あつてはならない事態に出くわした時に、自治体としてどう援助ができるか、または負担の軽減をすることができるとのかが問われています。

細かい数字ですが、今の減免制度では200万円以下に限定されています。収入で200万円となっており、給与所得者で収入200万円という所得は128万円程度です。

事業所得者で収入200万円という、事業として成り立たないぐらいです。もう一つ、事業所得で200万円以下の人は16%、給与所得の場合には78%ぐらいです。事業所得者は16%しか対象になっていないということ、給与所得者も200万の人が100万になったら大変な事態です。事業所得者で200万円では、もともと商売になっておりませんし、それが100万円になると仕入れや経費を払っていたら残りません。この辺を是非見直していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【答 弁：市民税務部長】

4人家族で300万円以上の所得であります。国保では、4人で300万円の所得の

人は非常に少ないわけ、その点だけ先に申し上げておきます。

なお、所得が300万円以下の世帯数が92%おりますので、300万円以上は7.6%の世帯しかおりません。また200万円ですが、国保では比較的、低所得世帯が多いといわれています。制度的には所得の低い人に7割、5割、3割の軽減がございます。その軽減につきまして、人口割と、平等割と、均等割のみの軽減であります。なお、平成18年度は57.7%の世帯の方が軽減措置を受けられています。その上に減免制度を設けています。軽減措置の上に、さらに特別な場合は減免できます。ただその減免については、軽減措置が適用されない所得割や、場合によっては、すべてについて減免することができませんが、収入で200万円以下の世帯が43%ありまして、上限を決めさせていただきます。言われまますように、農業収入とか事業収入とかがありまして、事業収入につきまして



要介護者の障害者控除適用の拡充について

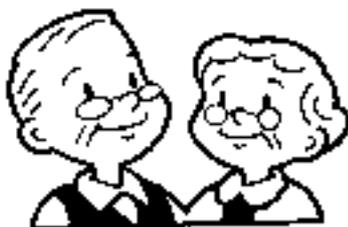
【質問】

宇和島市高齢者の所得税・地方税上の障害者控除の取扱い要領」の内容ですが、要介護3からの認定がされることになっております。松山市などは1、2、3、4、5、6とすべての要介護者に対し適用が認められています。保健福祉部長に3からにした理由をお伺いいたします。

【答 弁：保健福祉部長】

介護保険に基づく要介護認定については、障害や機能の状況を直接判断するものではなく、介護サービスを提供するための、どれくらいの手間がかかるかを判断するのが、要介護1、2、

200万円未満の人が26%であります。全員をとおしますと200万円以下の収入の世帯は、75%になります。そういうことで上限は200万円に設定しています。



3、4、5でございます。その中で、寝たきり老人になつていらっしゃる方はほとんど4から5に該当すると思っております。宇和島市の場合、3、4、5の中で寝たきり状態にある方を特別障害控除を適用するというところで、3から適用しているのは県下でも宇和島市だけであり、特別障害控除に該当しているのは、4、5がほとんどだと思いますので、その点はご理解いただきたいと思います。

【質問】

要介護度ですが平成18年3月末で要介護3、4、5の人が1,914人、要介護の1、2が2,005人おられます。1,914人の対象者で、かつ所得税がかかる人で、この情報を認識して申請を出す人は限られています。一人でも多くの人を救済するには、やはり1、2、3、4、5、6とすべての要介護者に対象者を拡大すべきだと思います。ちなみに松山市は1、2も含まれております。その辺の判断について、

社会民主党

岩城 泰基

人事院勧告について

【質問】

地方公務員法第24条3項では、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないと、その基

市長にお伺いいたします。

また、岐阜市の場合、文書ですべての対象者へ周知しているということですので、本市も是非通知をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【答 弁：市長】

本市は要介護の3以上というところで実施していますが、その条件3でやっている実施事態の周知のほうも、まだ徹底されていないと思います。この条件でどれくらいの利用があるのか、実績等見守りながら必

その他の質問事項

◆乳幼児医療費助成制度の拡充について

◆いつまで続けるのか同和対策特別予算について

【答 弁：総務部長】

公務員の賃金は、国に準拠が基本と考えますが、自治体によって、財政状況、諸般の事情も異なっております。愛媛県下においても、すでに給料や手当のカットを行っているところがあるのも事実です。ただ、団体交渉事項であるということとは、十分認識しており、一方的に決定するのではなく、組合と団体交渉を重ね、お互いに意見交換を行って、少しでも理解して

いただけるように、努力していきたくと考えております。

【質問】

公務員には、労働三権の制限の代償措置として、人事院勧告、あるいは、人事委員会勧告があり、憲法の権利を制限した措置ですから、政府や自治体の長は、出されたら実施をする義務があると思います。市長の



人事院勧告制度に対する基本的な考えについてお尋ねします。

【答 弁：市長】

公務員は独特の雇用形態で、争議権が認められていないということで、国において、公務員の争議権も含めた労働権を認めるとすれば、私は賛成したいと思っております。一方で、現状の法律の中で、私は国の人勤制度

もできる限り尊重しながらやっていきたい、できることなら嫌われるような給料の引き下げ、今回申し入れております給与の引き上げの延期というようなことは避けたいという思いはあります。しかし、この制度にも述べられているとおり、自治体はそれぞれ地域の状況も見ながら運営しなければいけないと考えており、今回、人事院は35パーセントの賃上げを4月に遡ってということをやりましたが、宇和島市の状況を見たときには、これは我慢していただきたということでも、組合にも話をしております。ただ、組合との交渉をまるつきり無視して突っ走ろうというつもりはありませんので、ご理解いただきたいと思っております。

雇用の安定について

【質問】

格差社会の解消には、雇用の安定は欠かせないと思っております。これは、将来の年金、医療制度を支える上で

も、大きな問題であろうと思えます。医療にしろ、年金にしろ、雇用主の負担金と勤労者の掛金で主な財源がまかなわれております。正規労働者の数が減り、賃金が上がらないと、将来的な制度まで維持ができなくなるという問題があります。そういった意味で、やはり雇用の安定は、大きな課題だと考えます。

そこで、宇和島市の雇用形態の実態を見ました。3分の1に近い方が非正規、非常勤職員として公務労働を担っておられます。嘱託職員だけで500名の方がおられ、極めて安い賃金で公務労働に従事され、市民の負担に耐える仕事にあたられております。大体14万5千円から14万7千円、手取りにして、税引き後12万3千円ぐらいです。これがずっと昇級もなく続くことについては、いかがなものかと。自治労と総務省の交渉の中で、手当を独自で付けることについては自治法上だめだが、職務遂行能力が高まることによって、それに

合って報酬額を上げていくことについては、それを妨げるものではないといった回答を明らかにしています。厳しい財政事情ではありますが、非常勤職員といえども市の職員です。市が雇用したら地方公務員であるわけですから、この問題を抜きに格差是正の問題は



語れないだろうと。ぜひ賃金体系についての検討、これについては、やはり独自の給与表を作って、職務能力の向上に合わせて若干の賃金の引き上げが可能になるような給与表の適用について考えたらどうか。今むしろ大都会よりも田舎の方がお金がかかるような仕組みになってしまっております。車が一家に2台ない

といけないような時代、大都市であれば、公共交通が発達しているの、車を持たなくても十分日常生活ができる。そういった中で、宇和島市の嘱託職員の月額12万5,374円で本当に一ヶ月の生活ができるのかなと。一生懸命公務労働に携わってもらった方の賃金がこれだけのだろうかという気がいたします。何とか改善策を厳しい財政の中ではありますが、考える必要があるのではないかと思います。市長に答弁を求めます。

【答 弁：市 長】

臨時、嘱託の賃金、これが本当にいいのかわかると、私も疑問に思わざるをえません。ただ、宇和島市全体の所得水準が大変低く、収入も200万切れる人がたくさんいるという現状の中で、この臨時、嘱託にしても、応募がなくなれば、やはり我々としても賃上げしてでも探さないといけないのか、それとも別の手を考えるかということも踏み切りやすいんじゃないかと

も、まだまだ残念ながら募集の方も一回広報に載せる

と何十人も来られるということで、厳しい状況が続いているところ、歯がゆさというか、辛さを感じている現状です。結論から行きますと、このままでいいとは思っておりませんし、将来的には、やはり市としての雇用形態というのを考えていかなければいけない時代に入りつつあると思っております。一方、これを大きく阻害するのも公務員制度であるというの思わざるをえないということも

ありますので、どういうバランスを取っていいのか、国、県下の流れを見ながら総合的にいいと思う方

公明党

木下善二郎

子育て支援事業について

【質 問】

総合福祉センター内の児童交流センターをお借りし

法を考えていきたいと思っております。

【答 弁：総務部長】

これまで、行政職2号の給与表を基に、職務職責に依りて初任給の基準を作っております。作り方としては、他市の状況、市内の民間企業の状況を調べて作っております。

また、嘱託職員が給料が上がっていないことでは、これにつきまして、以前人勤が上がっているときは、その人勤率に依りて上がっていたのですが、人勤が今上がっていないので、現在のところ上がっていないという状況で、昔は上がっていたこともご理解いただきたいと思います。

て、放課後児童クラブとして開設していたうしおにクラブが、今年度末で廃止されます。当クラブは、平成4年の開設当初より、社協に委託し運営されておりましたが、クラブ利用児童数の減少により、17年度末での社協委託を打ち切り、18年度からは、市直営で廃止を

前提として運営されています。その頃、校区内の保護者より、存続の嘆願署名1,100名分を添えての陳情書が、PTA会長より提出され、検討されましたが、宇和島市老人クラブ連合会からの協力要請があり、19年度は、市老人クラブ連合会の付き添い人に見守られながらのうしおにクラブが運営されることとなり、現在に至っています。

この度、国の方針も変わり、教育委員会が主導で学校の施設を活用しての放課後子どもプランを推進せよとのことであります。うしおにクラブ廃止にあたり、今後の対応と計画について、お伺いいたします。

【答 弁：保健福祉部長】
うしおにクラブは、月曜日から金曜日まで、午後、児童の遊び場を提供してまいりました。多い日で10名程度の利用がありますが、限られた数名の利用となっている現状です。児童交流センター利用の社会福祉協議会の実施しております地域福祉事業の乳幼児の親子

広場の事業は継続してまいります。小学生を対象とした遊び場提供は19年度で中止したいと考えております。なお、今後につきましては、福祉部と教育委員会



両方で協議しながら検討いたしております。

【答 弁：教育長】
教育委員会では、福祉部と連携を取りながら放課後子どもプラン運営委員会を立ち上げ、活用拠点として、市内各小学校の現地調査や保護者に対する参加希望調査を実施し、平成20年度から放課後子どもプラン実施に向けて、準備を進めているところです。住吉校区の放課後子ども教室の計画につきましては、参加希望調査を参考としまして、運営委員会で実施方法や連携方策を検討したいと考えてお

ります。

【答 弁：市長】

今まで福祉センターの方でやっておりました事業に ついては、今年は本当地 区の自治会、そして、老人 クラブの方々に実際のなご 援助もいただいて、何とか 運営していただいております。ただ、こういうやり方 というのは、やはりいつま でも続けるのなかなか 皆さんにも負担になるし、 我々としても対応を考えな ければいけないというふう に考えております。そんな 中で、19年度からは、住吉 小学校の施設を利用しての 放課後子ども教室でいくの か、もしくは、愛媛県の方 から住吉小学校の隣にあり ます南予青年の家の施設に ついては、県の今までの目 的である使用を今年度で終 わり、来年度からは宇和島 市にお返しするので、利用 を考えてほしいという話を いただいております。そんな りますと、我々としても、あ の施設を利用して何ができ るかを早急に考えていかな ければいけないという中で、

やはり住吉小学校の校舎は十分とは言えませんが、青年の家の施設も使いながら子育てに供せる施設にするということがひとつの大きな柱でないかなと考えてお

市政全般について

【質問】

昨年12月議会の私の質問で、宇和島道路高架下の活用について、市長から、「国交省より前向きな答弁をいただいた。特に、朝日町インター高架下に社協の駐車場を確保したい。具体案を練って、できるだけ早く対



応したい。」との前向きな答弁をいただきました。その後の進捗状況についてお伺いいたします。

【答 弁：建設部長】

朝日インター高架下は、もうすでに国土交通省に占

ります。これから福祉部と教育委員会を交えて、私の方としても来年度の予算編成に合わせ方向性を見出しながら具体案を練っていきたいと思います。

用申請を出しており、許可が下り次第整備を進めたいと思います。

【質問】

朝日町インター真ん中に通路がございますが、あの通路を越えて、両方使っていいのでしょうか。

【答 弁：建設部長】

両面を使って整備をする方向で、駐車可能台数は約40台を予定しております。

【質問】

両方で40台は非常に少ないと思うんですが、それは橋の架かっている下だけですか。それともまだ架かっていない橋げただけの部分がありますか、その部分も使っていいのでしょうか。

【答 弁：建設部長】

橋の架かっている部分だけでございます。

【質問】

橋の架かっている部分だ

けといえますと、半分だけ
ということになります。が、
これは朝日町インターから
板島橋までの全線ですか。

【答 弁…建設部長】

そのように理解していた
だいて結構です。

【答 弁…市長】

我々も多分国土交通省大
洲河川国道事務所も最初は
未供用の部分、要は高架が
架かっていない部分も含め
て利用ができるだろうと考
えていました。ところが、
いろいろ話を詰めていきま
すと、やはりまだ高架の上
が架かってない未供用の部
分につきましては、下も使
うのは法律的に問題がある
というのが、国全体の見解
であるということが判明
し、その調整を図りながら、
具体案を練っているところ
ですが、第一弾として、朝
日町のインター下を駐車場
として使わせていただきました
ということ、最後の国
の方の調整を待っているこ
ろです。残りのところにつ
きましては、どういつ目
的であれば使えるかという
研究も含めて、今、国土交

通省大洲河川国道事務所の
方でやっていただいている
と思います。

基本的には、大きな目的
としては、やはり防塵とい
う埃等の安全策を確保する
という目的を図りながら全
体を考えていくのが一番い
いのではないかとこのうら
に聞いておりますが、具体
案については、国土交通省
大洲河川国道事務所の方か
ら今検討した答えをできる
だけ早くこちらに持ってき
ますということになってお

自由民主党議員会

土居 秀徳

景気の回復策に
ついて

【質問】

「今、何が欲しいか」と
聞きますと、「私は働く場
所が欲しい」と言ってくら
今の宇和島経済圏域は疲弊
しております。今日の状況
に対して、総合的にどのよ
うな見解をお持ちなのかお
伺いいたします。

りますので、その返答を受
けて、我々としてどうでき
るのか、要望するところが
あれば、要望していきたい
と考えております。

その他の質問事項

- ◆環境問題・吉田町のダイオキシン調査結果について
- ◆津島町八面山に埋没されている2.4.5-T系除草剤(枯葉剤)の埋没処理について
- ◆不法投棄について
- ◆都市整備について

【答 弁…産業経済部長】

地場産業の健全化は緊迫
した課題であると認識して
おり、各種の施策を展開し
ていきます。

まず農業分野では柑橘栽
培、優良品種のブランド化
を目指して改植事業に取り
組んでいます。

林業では、林内作業道を
整備し、大型機械による総
支出コストの低減を目指し
て4団地の整備を計画して
います。

水産分野では、輸出促進
を図るため、産学官連携に

よる血合い肉の褐変防止流
通技術研究開発を行い、魚
類養殖業の再生、または魚
肉フィッシュ加工増に伴う雇
用創出等の地域活性化を図
りたいと考えています。

商工分野では、水産練り
製品の産地再生策として、
宇和島じゃこ天の地域団体
商標登録、また、じゃこ天
カーニバルなどブランド化



を支援しています。真珠に
関しては、パールフェス
ティバルに加え、本年度か
ら真珠を核とする地域のブ
ランド化の取り組みを開始
しています。また10月より、
ふるさと財団の助成による
地域再生マネージャーの派
遣を受け、全日空と地域協
働協定を締結し、地域の活
性化を目指しています。

性化を目指しています。

【質問】

現状からの脱皮策を見
出すうえで、これまでに
対応してきた様々な事業に
ついて今一度検証してみる
必要もあると思いますが、
見解についてお伺いいたし
ます。

【答 弁…産業経済部長】

やはり水産で特化しま
す。価格は低い時には加工
して出荷をしていく。それ
から真珠については、ブラ
ンド化推進事業の中で、真
珠を核とする事業を展開す
る。更には、全日空と提携
して全国に情報を発信して
いくというような事業に取
り組んでおります。また、
みかんについては優良品種
への改植に取り組み、年間
を通じて労働力の分散をし
たり高級化していくことで
宇和島の農家の収入を上げ
ていくと考えています。

【質問】

過去の事業について、そ
の成果がどのような形で表
れてきているかを検証する
ことは、これからの取り組
みについての大きな反省材
料になるはずですので、こ

